

養子縁組による相続対策 ～養子縁組とその他の税効果等～ その9

10月から「養子縁組による相続対策」をシリーズで解説しています。今回は、養子縁組とその他の税効果等についての続きです。今回は養子縁組についての解説は最終回となります。

1. 特例贈与の税率

平成27年1月1日以後の贈与から贈与税の税率構造が、相続税の最高税率の引上げや税率構造の見直しに合わせ、以下のように改正されました。

① 暦年贈与の税率【贈与税の速算表】

基礎控除及び配偶者控除後の課税価格	一般贈与の税率		特例贈与の税率(※)	
	税率(%)	控除額(万円)	税率(%)	控除額(万円)
200万円以下	10	—	10	—
300万円以下	15	10	15	10
400万円以下	20	25	20	30
600万円以下	30	65	30	90
1,000万円以下	40	125	40	190
1,500万円以下	45	175	45	265
3,000万円以下	50	250	50	415
3,000万円超	55	400	55	640

(※) 18歳以上の者が直系尊属(父母や祖父母など)から贈与(特例贈与)を受けた財産に係る贈与税の税率です。18歳以上の子の配偶者などが、義父母などと養子縁組をすれば、養父母は直系尊属に該当することになり、特例贈与の適用を受けることができます。

2. 養子縁組と自社株評価

養子は一親等の血族とされることから、取引相場のない株式等の評価において「同族関係者」、「同族株主」、「中心的な同族株主」及び「中心的な株主」の判定に影響を及ぼします。

3. 養子縁組と遺族基礎年金

国民年金に加入中の方が亡くなった時、その方によって生計を維持されていた「18歳到達年度の末日までにある子(障害者は20歳未満)のいる配偶者」又は「子」に遺族基礎年金が支給されます。

公的年金の遺族年金で子の概念というのは、18歳の年度末まで、あるいは20歳未満で一定の障害状態にあり、かつ、現に婚姻していない子で法律上の子(養子、認知した子)を含むということで統一されています。

4. 同居相続人の配偶者との養子縁組

例えば、父と長男家族が同居している場合に、長男には相続権がありますが、長男の配偶者には相続権がありません。そのため、長男が財産を持たずに高齢の親より先に死亡した場合、長男の子が代襲相続人として、父(祖父)の財産を相続することになり、長男の妻は相続することができません。

父が所有する自宅建物や敷地を長男の子が相続した場合、長男の子が親(長男の配偶者)の面倒を見てくれたら特段の問題は生じませんが、長男の子の事情によっては相続した自宅を売却することになったりすると、長男の妻は、家もなく財産もなく窮地に陥るリスクを負ってしまうことにもなりかねません。

長男の妻が長男の両親の介護に努め、財産の維持管理を通じて貢献したにもかかわらず、長男に先立たれた途端、生活の保障がなくなってしまうというのでは、あまりにも可哀そうです。この場合には、特別寄与分を相続人に対して請求することができますが、法定相続分よりはるかに少ない金額でしかないと考えられます。

そこで、長男が長男の妻をあらかじめ父の養子にしておけば、父の遺産分割の際、相続人として財産を取得することができます。長男の妻が、相続人として自宅や現金を相続できれば、長男に先立たれたとしても自分の生活する場所と経済力を確保できることになります。

一方、既に長男が父よりも先に死亡していた場合に、長男の死亡後も長男の妻が、義父の面倒をみて、義父と長男の妻との間に信頼関係が醸成されていても、長男の妻から義父に養子縁組を言い出すのは難しいでしょう。

その場合には、義父は、長男の妻との養子縁組を義父から提案するか、遺言書で長男の妻が一定の財産を相続することができるような配慮が欠かせません。